

令和8年1月29日

教 員 各 位

大学院経済学研究院長

令和8年度大学院経済学研究院専門研究員の募集について

このことについて、下記のとおり令和8年度の募集を実施しますので、お知らせいたします。

記

1. 制度内容

- (1) 専門研究員とは、本学院等の博士後期課程を修了し、かつ、正規の職を有しない者であって、北海道大学大学院経済学研究院専門研究員内規に基づき本研究院において報酬を受けないで研究を行う者をいう。
- (2) 専門研究員の研究期間は、1年以内とする。  
なお、研究院長が引き続き専門研究員の研究を継続する必要があると認めるときは、延長することができる。ただし、研究期間は最長でも満63歳の年度末までとする。

2. 申請手続き

- (1) 申請にあたっては、「専門研究員研究申請書」（別紙様式第1号）を、担当教員（専門研究員の研究の実施に関し責任を有する本研究院の教員）を経由して、経済学事務部庶務担当へ提出すること。
- (2) 申請期間は、この通知の公示日以降、**令和8年2月20日（金）まで**とする。
- (3) 研究院長は、本研究院教授会の議を経て、専門研究員を決定し、当該申請者に別紙「研究許可通知書」（様式第2号）を以て通知する。

3. 留意事項

- (1) この制度による研究院としての研究費等の金銭的供与はなされないものとする。  
ただし、専門研究員は、本研究院の教育研究に支障のない範囲において、研究を遂行するために必要な施設、図書等を利用することができる。
- (2) 専門研究員は、北海道大学の諸規則等を遵守しなければならない。なお、諸規則等に違反し、又は専門研究員としてふさわしくない行為を行った場合は、研究院長は、専門研究員としての研究の許可を取り消すことができる。

担 当：経済学事務部庶務担当 内 線：3162 E-mail：keizai-s@jimu.hokudai.ac.jp
--